

**地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会
報告書 参考資料**

目次

地方財政の健全化 ・ ・ ・ ・ ・ P 1

地方債制度の見直し ・ ・ ・ ・ ・ P 27

地方財政の健全化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
 - ・ストック指標: 将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
 - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
- ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
- ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
 - ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

<旧制度の課題>

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

- 赤字団体が申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要)

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

- 公営企業もこれに準じた再建制度(地方公営企業法)

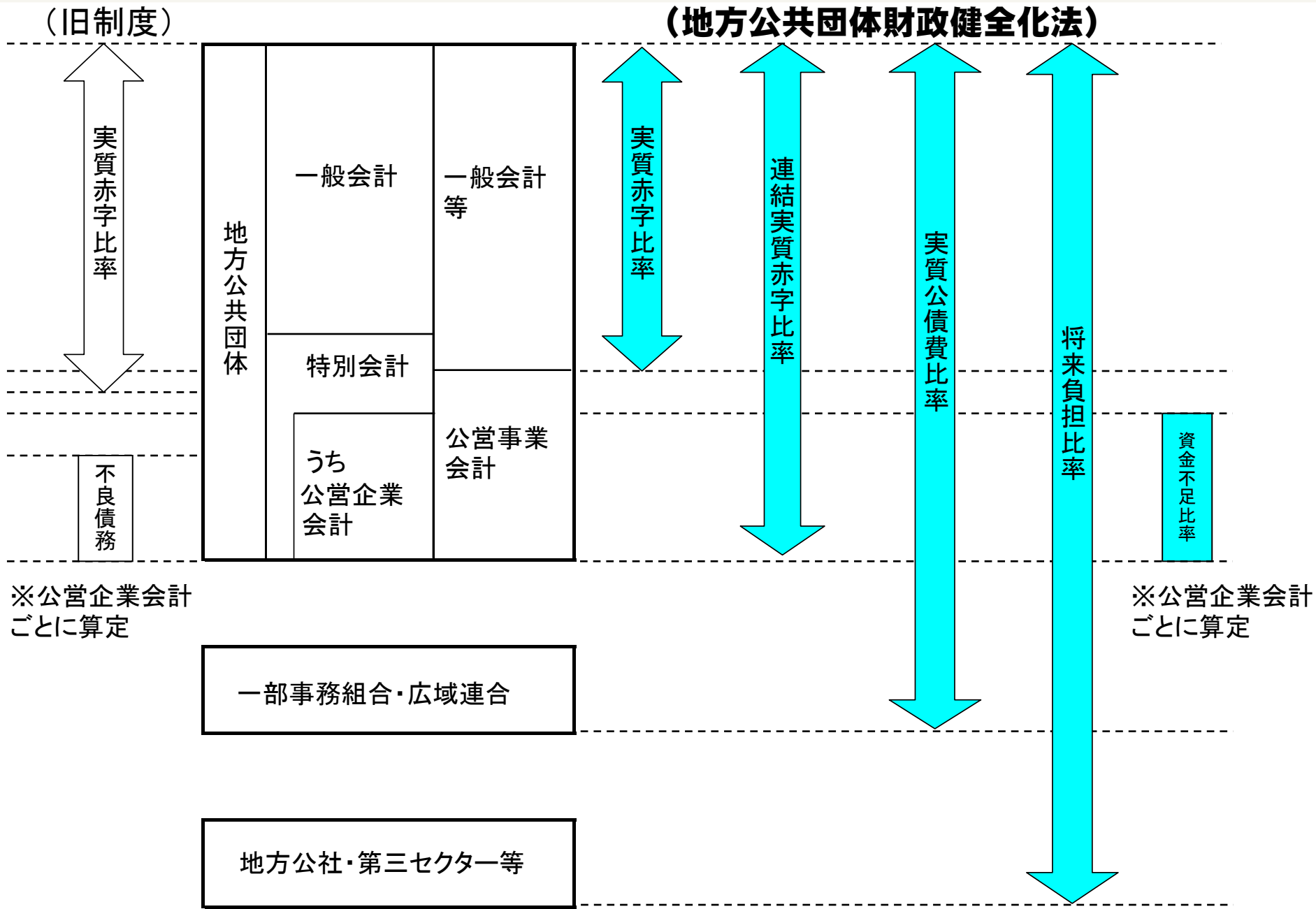
現行制度

(健全財政)

旧制度

(財政悪化)

健全化判断比率等の対象について



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

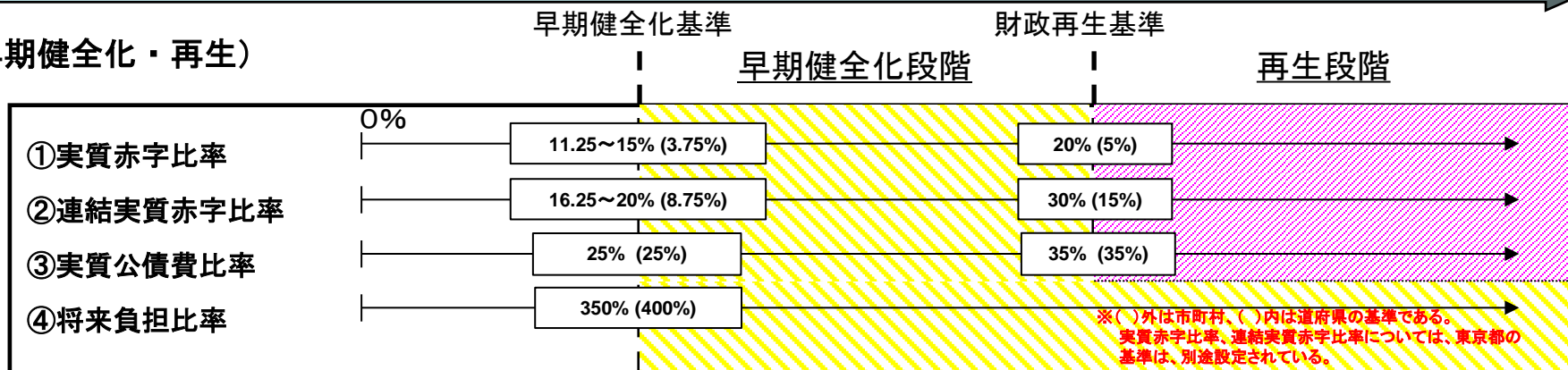
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

(財政の早期健全化・再生)



実質赤字比率

0% ①

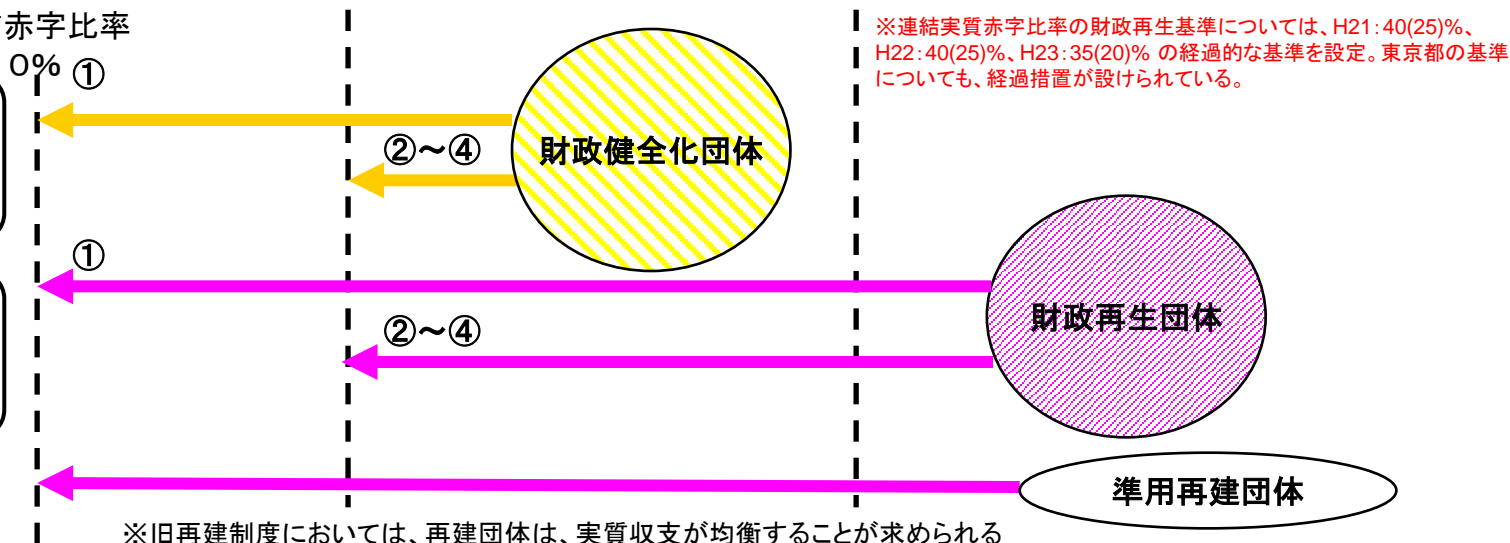
財政健全化団体の計画目標

- ・①は均衡する(0%)こと
- ・②~④は早期健全化基準を下回ること

財政再生団体の計画目標

- ・①は均衡する(0%)こと
- ・②~④は早期健全化基準を下回ること

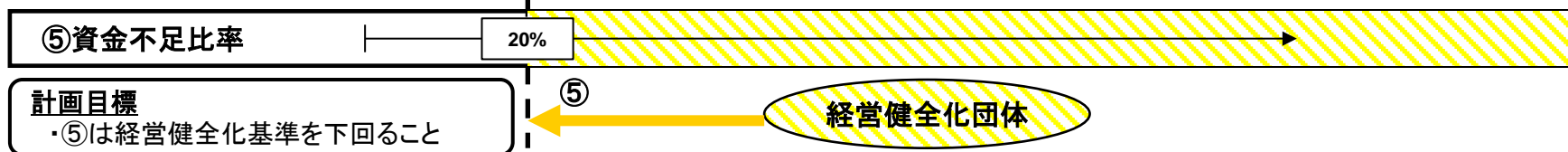
(参考)旧再建制度



(公営企業の経営健全化)

経営健全化基準

公営企業
会計



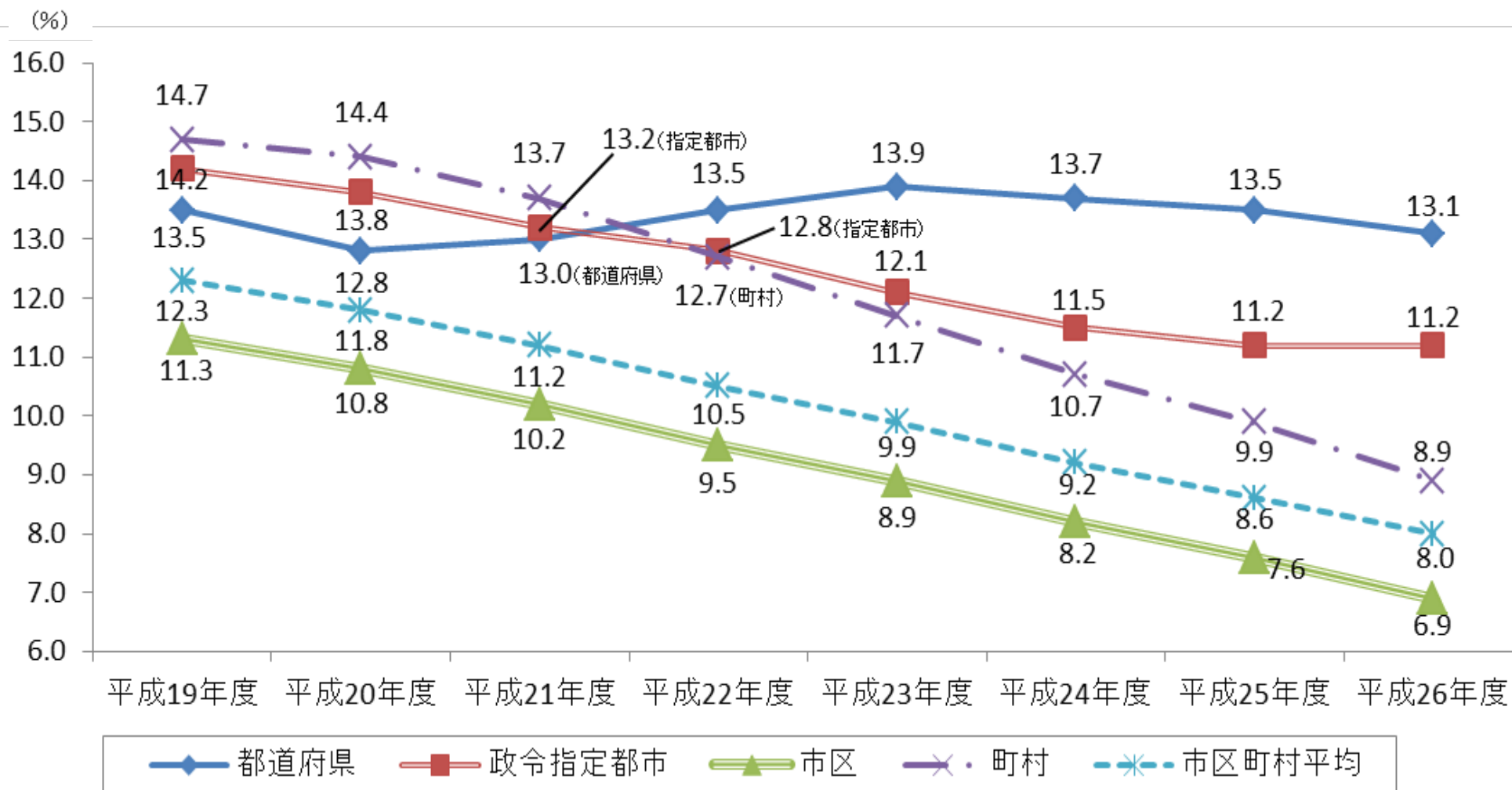
財政悪化

財政再生団体及び財政健全化団体の推移（平成26年度決算）

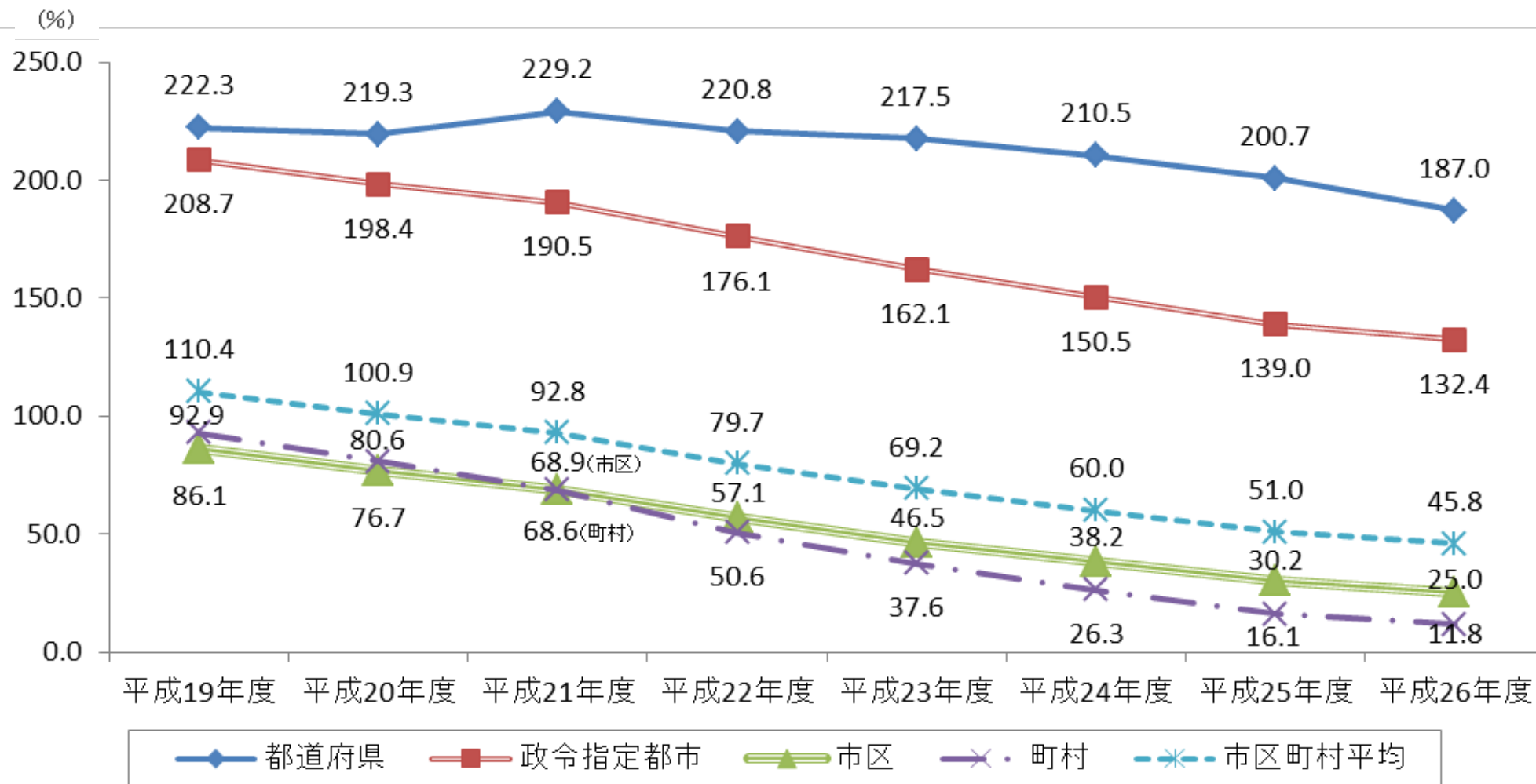
	平成20年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算
財政再生団体	北海道 夕張市						
財政健全化団体	青森県 大鰐町						
	大阪府 泉佐野市						
	北海道 洞爺湖町						
	奈良県 御所市						
	沖縄県 座間味村 伊是名村						
	北海道 江差町 由仁町 中頓別町						
	福島県 双葉町						
	奈良県 上牧町						
	鳥取県 日野町						
	沖縄県 伊平屋村						
北海道 歌志内市 浜頓別町 利尻町							
山形県 新庄市							
群馬県 嬬恋村							
長野県 王滝村							
兵庫県 香美町							
高知県 安芸市							
団体数合計	22団体(1団体)	14団体(1団体)	7団体(1団体)	3団体(1団体)	3団体(1団体)	2団体(1団体)	1団体(1団体)

※団体数合計の()内の数値は、うち財政再生団体数。

団体種別別実質公債費比率の推移



団体種類別将来負担比率の推移



財政健全化団体の取組（主な例）

歳 入	歳 出
<ul style="list-style-type: none"> ○ 徴税強化（収納率向上、滞納整理） ○ 遊休資産の売却 ○ 使用料・手数料の引上げ ○ 超過課税 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員数の削減 ○ 給与の削減 ○ 施設運営の見直し（施設の統廃合、指定管理者制度の導入等） ○ 経費削減、投資的経費の抑制 ○ 地方債の繰上償還 ○ 新発債の発行抑制 <p style="text-align: right;">など</p>

※実質公債費比率が基準超の団体は、公債費負担の軽減（繰上償還、低金利資金への借換え）の取組を中心に基準をクリア。ただし、財政健全化団体になったことを契機に幅広く健全化に取り組んでいる。

※将来負担比率が基準超の団体については、特に広範な取組を行っている。

現状の評価

①財政健全化団体等による、公債費負担の軽減(繰上償還、低金利資金への借換え)等を中心とした幅広い健全化への取組の結果、団体数は減少しており、一定の進展が見られる。

【財政健全化団体等の状況】

財政健全化団体： 21団体 (H20決算) → なし (H26決算)
財政再生団体： 北海道夕張市のみ
経営健全化団体： 42団体 (53会計) (H20決算) → 11団体 (12会計) (H26決算)

②財政健全化団体等以外の地方公共団体においても、健全化判断比率等については、概ね改善している。

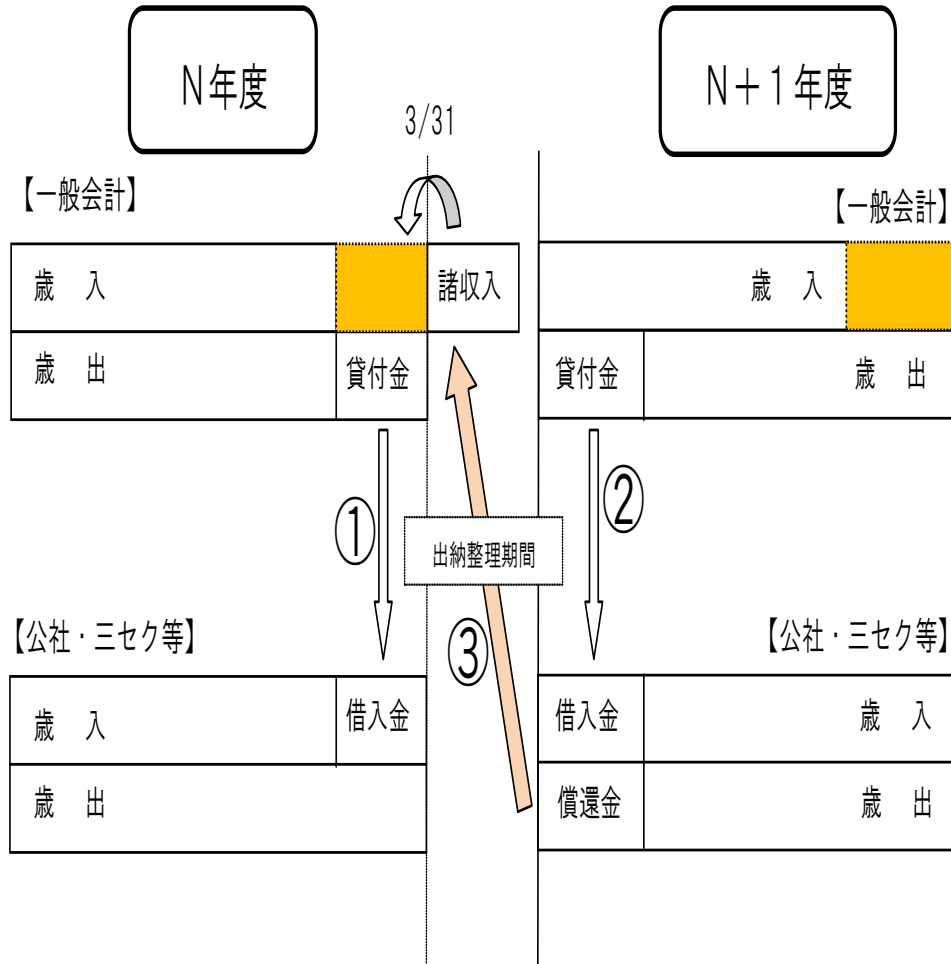
【健全化判断比率の状況】

実質赤字比率：実質赤字額がある団体 19団体 (H20決算) → なし (H26決算)
連結実質赤字比率：連結実質赤字額がある団体 39団体 (H20決算) → 1団体 (H26決算)
実質公債費比率：都道府県平均 12.8% (H20決算) → 13.1% (H26決算) (※)
市区町村平均 11.8% (H20決算) → 8.0% (H26決算)
将来負担比率：都道府県平均 219.3% (H20決算) → 187.0% (H26決算)
市区町村平均 100.9% (H20決算) → 45.8% (H26決算)
資金不足比率：資金不足額がある会計 202会計 (H20決算) → 58会計 (H26決算)

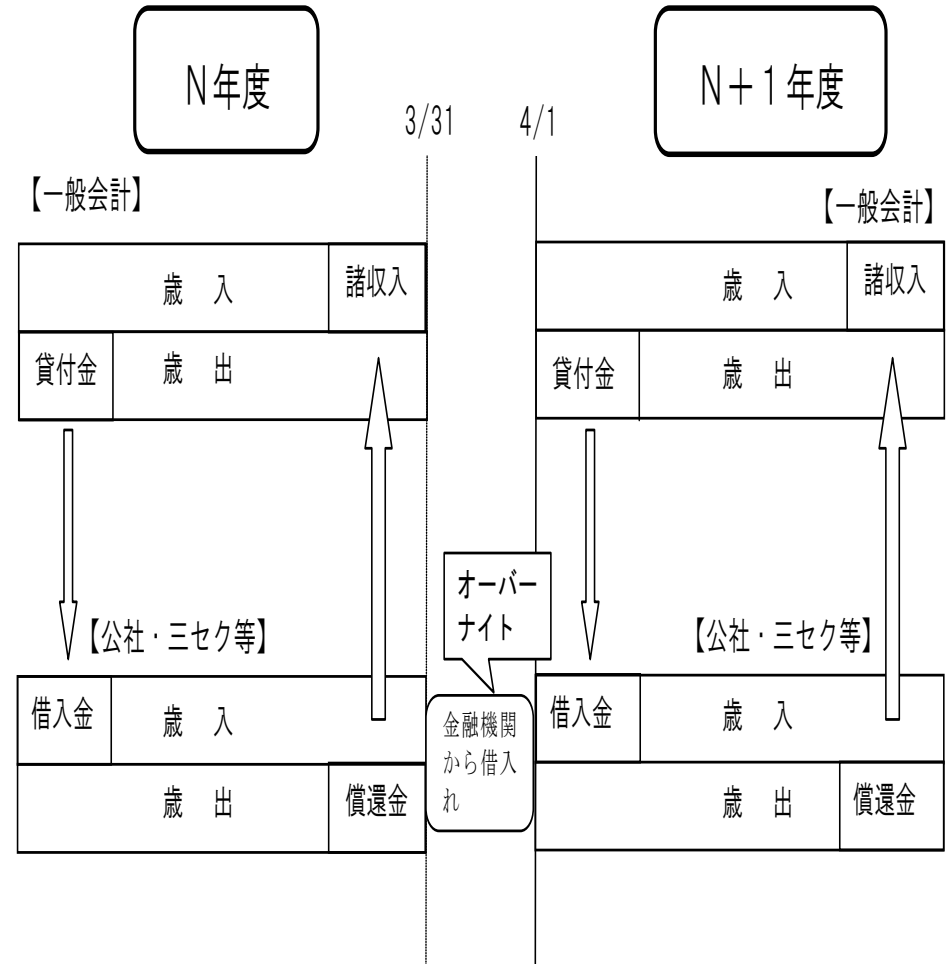
(※) 実質公債費比率の都道府県平均については、H23決算までは上昇傾向であったが、H24決算以降低下している。

単コロ・オーバーナイトのイメージ

【単コロ】



【オーバーナイト】



第三セクター等の損失補償債務等に係る将来負担額の算定基準（将来負担比率）

別紙1-1 財務諸表評価方式（一般法人）

		損益計算書上の経常損益										
		経常損益が黒字					経常損益が赤字					
		債務超過額 の3分の1以上	債務超過額 の5分の1以上 3分の1未満	債務超過額 の10分の1以上 5分の1未満	債務超過額 の10分の1未満	経常赤字の損失補償付債務額に対する割合						
						20分の1未満	20分の1以上 10分の1未満	10分の1以上 5分の1未満	5分の1以上 2分の1未満	2分の1以上		
貸借対照表上の純資産	資産超過	10年後において資産超過	A					A				
		5年後において資産超過であって、 10年後において債務超過						B				
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1未満	A					B	B	B	B	C
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満						B	B	B	C	D
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満						B	B	B	C	D
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満						B	B	C	D	E
		5年後における債務超過額又は5年後における損失補償付債務額のいずれか少ない額が損失補償付債務額以上						B	B	C	D	E
	経常黒字の債務超過額に対する割合							経常赤字の損失補償付債務額に対する割合				
貸借対照表上の純資産	債務超過	債務超過額が損失補償付債務額の4分の1未満	B	B	B	B	B	C	D	E	E	
		債務超過額が損失補償付債務額の4分の1以上2分の1未満	B	B	B	B	C	D	E	E	E	
		債務超過額が損失補償付債務額の2分の1以上4分の3未満	B	B	B	C	D	E	E	E	E	
		債務超過額が損失補償付債務額の4分の3以上損失補償付債務額未満	B	B	C	D	E					
		債務超過額が損失補償付債務額以上	B	C	D	E	E					

※ A、B、C、D及びEとは、債務区分のA、B、C、D及びEのことをいう。

資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において当該超える額をいい、損失補償付債務額とは、損失補償付債務の額をいう。

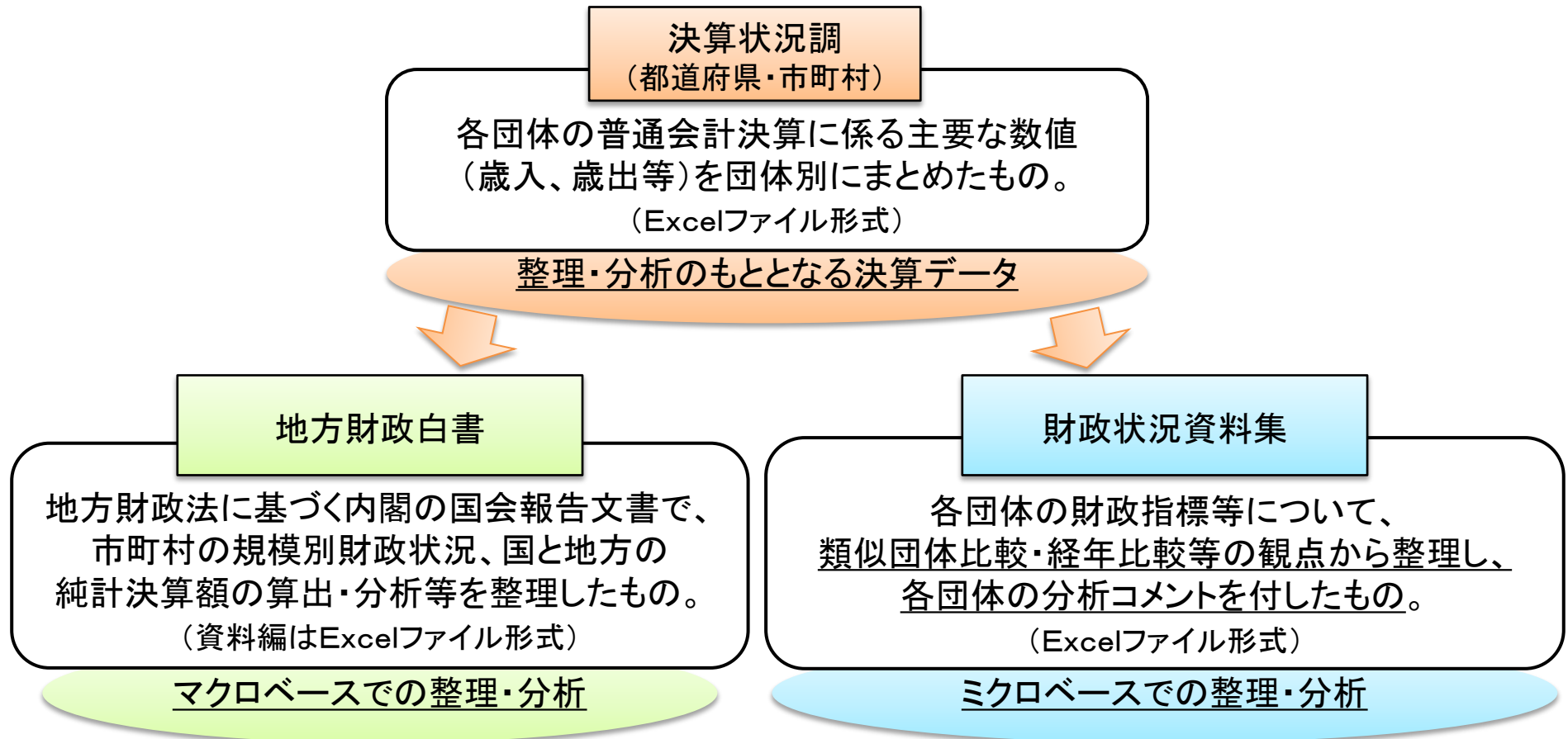
平成27年度の地方財政の見通し・その他留意事項等について (平成27年2月18日事務連絡) (抜粋)

第3 予算編成上の留意事項

- 13 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。
- (1) 一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、出納整理期間の趣旨に即した財務処理を行うこと。
 - (2) 基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図ること。
 - (3) 会計年度を越える繰替運用については、「地方自治法施行規則」(昭和22年内務省令第29号)第16条の2に規定する財産に関する調書等により、実態を反映した情報開示を行うこと。

地方公共団体の決算情報の公表

都道府県及び市町村の決算情報については、整理・分析のもととなる決算データである「決算状況調」のほか、マクロベースで整理・分析された「地方財政白書」、ミクロベースで整理・分析された「財政状況資料集」等を公表



※ その他、「地方財政統計年報」(歳入・歳出項目毎の10年度分の数値等を掲載)等も公表。

財政状況資料集（総括表）

人口、収支状況、財政指標等の地方公共団体の概要データから当該団体に属する各会計名等までを記載

平成25年度 財政状況資料集

主要な財政指標等

総括表（市町村）

都道府県名	〇〇県		市町村類型	〇-〇		指定団体等の指定状況	区分	平成25年度(千円)	平成24年度(千円)	区分	平成25年度(千円・%)	平成24年度(千円・%)																															
	〇〇市	〇〇市		〇-〇	〇-〇																																						
市町村名	〇〇市		地方交付税種地	〇-〇		財政健全化等	歳入総額			実質収支比率																																	
人口	22年国調(人)		産業構造(※5)	22年国調	17年国調	財源超過	歳出総額			経常収支比率																																	
	17年国調(人)					財源超過	歳入歳出差引			(※1)																																	
	増減率(%)					首都	翌年度に繰越すべき財源			標準財政規模																																	
住民基本台帳人口(※6)	26.01.01(人)		区分	22年国調	17年国調	近畿	実質収支			財政力指数																																	
	うち日本人(人)					中部	単年度収支			公債費負担比率																																	
	25.03.31(人)					過疎	積立金			健全化判断比率																																	
	うち日本人(人)					山振	繰上償還金			実質赤字比率																																	
	増減率(%)					低開発	積立金取崩し額			連結実質赤字比率																																	
	うち日本人(%)					指数表選定	実質単年度収支			実質公債費比率																																	
面積(km ²)		第1次	基準財政収入額			将来負担比率																																					
人口密度(人/km ²)		第2次	基準財政需要額			資金不足比率(※4)																																					
世帯数(世帯)		第3次	標準税収入額等																																								
職員の状況																																											
特別職等	区分	定数	1人あたり平均給料月額(百円)	区分	職員数(人)	給料月額(百円)	1人あたり平均給料月額(百円)	地方債現在高			歳入・歳出決算額の概要	健全化判断比率																															
	市区町村長			一般職員				うち公的資金																																			
	副市区町村長			うち消防職員				債務負担行為額(支出予定額)																																			
	教育長			うち技能労務職員				収益事業収入																																			
	議会議長			教育公務員				教育公務員収入																																			
	議会副議長			臨時職員				土地開発基金現在高																																			
	議会議員			合計				積立金現在高																																			
				ラスパイレス指数				減債基金																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般会計等の一覧</th> <th>事業会計の一覧</th> <th>公営企業(法適)の一覧</th> <th>公営企業(法非適)の一覧</th> <th>関係する一部事務組合等一覧</th> <th>地方公社・第三セクター等一覧</th> <th>(※3)</th> </tr> <tr> <th>項番</th> <th>会計名</th> <th>項番</th> <th>会計名</th> <th>項番</th> <th>組合等名</th> <th>項番</th> <th>団体名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 一般会計</td> <td>(3) 〇〇特別会計</td> <td>(4) 〇〇事業会計</td> <td>(5) 〇〇事業特別会計</td> <td>(6) 〇〇広域行政事務組合</td> <td>(7) 〇〇市〇〇公社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 〇〇特別会計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													一般会計等の一覧	事業会計の一覧	公営企業(法適)の一覧	公営企業(法非適)の一覧	関係する一部事務組合等一覧	地方公社・第三セクター等一覧	(※3)	項番	会計名	項番	会計名	項番	組合等名	項番	団体名	(1) 一般会計	(3) 〇〇特別会計	(4) 〇〇事業会計	(5) 〇〇事業特別会計	(6) 〇〇広域行政事務組合	(7) 〇〇市〇〇公社			(2) 〇〇特別会計							
一般会計等の一覧	事業会計の一覧	公営企業(法適)の一覧	公営企業(法非適)の一覧	関係する一部事務組合等一覧	地方公社・第三セクター等一覧	(※3)																																					
項番	会計名	項番	会計名	項番	組合等名	項番	団体名																																				
(1) 一般会計	(3) 〇〇特別会計	(4) 〇〇事業会計	(5) 〇〇事業特別会計	(6) 〇〇広域行政事務組合	(7) 〇〇市〇〇公社																																						
(2) 〇〇特別会計																																											

(注釈)※1: 経常収支比率の()内の数値は、「減収補填債(特例分)」及び「臨時財政対策債」を除いて算出したものである。

※2: 各会計の一覧は主な会計(10会計まで)を記載している。

※3: 地方公共団体が損失補填等を行っている出資法人で、健全化法の算出対象となっている団体については、「地方公社・第三セクター等」の団体名に〇印を付与している。

※4: 資金不足比率には、資金が不足している会計のみ記載している。

※5: 産業構造の比率は、分母を就業人口総数とし、平成22年国調は分類不能の産業を除き、平成17年国調は分類不能の産業を含んでいる。

※6: 住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度の住民基本台帳人口については、平成26年1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。

関係する会計・団体・法人の一覧

財政状況資料集（普通会計の状況）

当該地方公共団体の歳入・歳出データを一覧的に記載

歳出の内訳(目的別)

平成25年度

〇〇県〇〇市

(1) 普通会計の状況（市町村）

歳入の状況（単位：千円・％）					地方税の状況（単位：千円・％）				歳出の状況（単位：千円・％）						
区分	決算額	構成比	経常一般財源等	構成比	区分	収入済額	構成比	超過課税分	目的別歳出の状況（単位：千円・％）						
									区分	決算額 (A)	構成比	(A)のうち普通建設事業費	(A)のうち充当一般財源等		
地方税					普通税				議会費						
地方譲与税					法定普通税				総務費						
利子割交付金					市町村民税				民生費						
配当割交付金					個人均等割				衛生費						
株式等譲渡所得割交付金					所得割				労働費						
地方消費税交付金					法人均等割				農林水産業費						
ゴルフ場利用税交付金					法人税割				商工費						
特別地方消費税交付金					固定資産税				土木費						
自動車取得税交付金					うち純固定資産税				消防費						
軽油引取税交付金					軽自動車税				教育費						
地方特例交付金					市町村たばこ税				災害復旧費						
地方交付税					鉱産税				公債費						
普通交付税					特別土地保有税				諸支出費						
特別交付税					法定外普通税				前年度繰上充用金						
震災復興特別交付税					目的税				歳出合計						
(一般財源計)					法定目的税										
交通安全対策特別交付金					入湯税										
分担金・負担金					事業所税										
使用料					都市計画税										
手数料					水利地益税等										
国庫支出金					法定外目的税										
国有提供交付金(特別区財調交付金)					旧法による税										
都道府県支出金					合計										
財産収入															
寄附金					区分	平成25年度	平成24年度								
繰入金					徴収率										
繰越金					現・計										
諸収入					(%)										
地方債					年										
うち減収補填債(特例分)					合計										
うち臨時財政対策債					市町村民税										
歳入合計					純固定資産税										
					公営事業等への繰出										
					国民健康保険事業会計の状況										
					合計										
					下水道										
					病院										
					下水道										
					市場										
					国民健康保険										
					その他										
					実収支										
					再差引収支										
					加入世帯数(世帯)										
					被保険者数(人)										
					被保険者										
					1人当り										
					保険税(料)収入額										
					国庫支出金										
					保険給付費										

歳入の内訳

歳出の内訳(性質別)

(注釈)

普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

財政状況資料集（財政比較分析表）

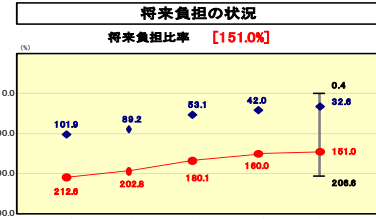
財政力指数、経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率等について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、各団体の分析コメントを記載

(3) 市町村財政比較分析表(普通会計決算)

平成25年度 ○○県○○市

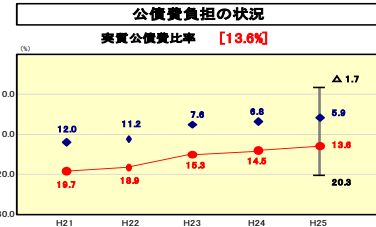
人口	人(26.1.1現在)	実質公債費比率	%
うち日本人	人(26.1.1現在)	経常収支比率	%
面積	km ²	実質公債費比率	%
歳入総額	千円	将来負担比率	%
歳出総額	千円	市町村類型	(年度毎)
経常収支	千円		
標準財政規模	千円		
地方債現在高	千円		

※市町村類型とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類したものである。当該団体と同じグループに属する団体を類似団体と言う。
 ※平成26年度中に市町村合併した団体で、合併前の団体ごとの決算に基づく実質公債費比率及び将来負担比率を算出してない団体については、グラフを表記しない。
 ※充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については、将来負担比率のグラフを表記しない。
 ※類似団体内平均値は、充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体を含めた加重平均であるため、最小値を下回ることがある。
 ※「人件費・物件費等の状況」の決算額は、人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。
 ※住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度の住民基本台帳人口については、平成26年1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。



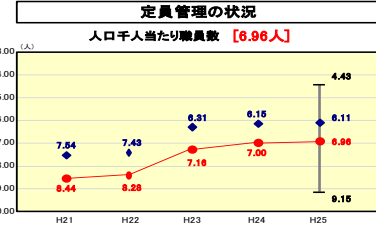
将来負担比率の分析

団塊世代の大量退職が続いているが、新規採用職員を抑制していることから退職手当負担見込額が抑えられている。また、○○広域事務組合や○○病院組合への組合等負担等見込額が減少したことや、大規模事業の財源とした既償債の償還が終了する一方で、多額の組合債を発行していないことなどから将来負担額が減少している。今後も後世への負担を少しでも軽減するよう、新規事業の実施等について総点を図り、財政の健全化を図る。



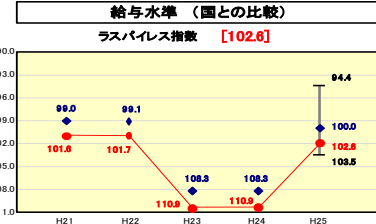
実質公債費比率の分析

平成○○年度実施の○○施設建設事業費に係る起債の償還等に伴い上昇し、類似団体平均を上回っている。今後控えている大規模な事業計画の整理・縮小を図るなど、起債依存型の事業実施を見直し、今後5年間で類似団体の平均水準である○○%まで低下させる。



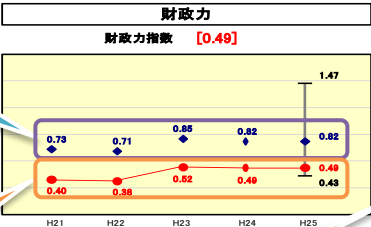
人口千人当たり職員数の分析

昭和○○年度から○○年度にかけて、人口急増期の行政需要の急速な増加に対応するため、職員を大量に採用(○○年間で○○人)したことにより、類似団体平均を上回っている。定員適正化計画に基づく定年退職者の不補充(○○年間実施)や民間委託の推進(○件増)等により、今後5年間で職員数を○○(○人)削減する。



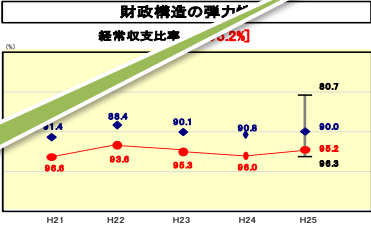
ラスパイリス指数の分析

給与体系の見直しが遅れ、類似団体平均を○.○上回り、都道府県市町村平均をも○.○上回っている。また、全国的にも高い水準にあるため、地域の民間企業の平均給与の状況を踏まえ、給与の適正化に努めることにより、今後○○年間で類似団体平均の水準である○.○まで低下させる。



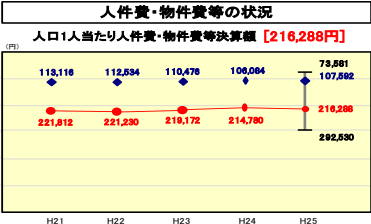
財政力指数の分析

人口の減少や全国平均を上回る高齢化率(○年末○%)に加え、町内に中心となる産業がないこと等により、財政基盤が弱く、類似団体平均をかなり下回っている。組織の見直し(○課体制から○課体制)、窓口サービスの民間委託等による歳出の徹底的な見直し(平成○○年度までに○%の縮減)と○○プラに沿った施策の重点化の両立に努め、活力あるまちづくりを展開しつつ、行政の効率化に努めることにより、財政の健全化を図る。



経常収支比率の分析

扶助費及び公債費の増加により○○%と類似団体平均を上回っている。扶助費については、資格審査等の適正化による抑制(○○年間で○○%の縮減)を図るとともに、地方債の積極的な借換による利子償還金の抑制・縮減(○○年間で○○%減)に努める。これらの取組みにより「平成○○年度決算時点で○○%以下」を目標に改善に努める。また、市が出資する法人(○団体)について、○団体を目標に廃止・統合、公團管理業務の民間委託(○年間で○百万円あまりの経費削減)・○○施設の民営化について検討する等、経常経費の削減に努める。



人口1人当たり人件費・物件費等決算額の分析

類似団体平均に比べ高くなっているのは、主に物件費を要因としており、施設の維持管理業務の大部分を市の出資する法人へ委託しているためである。指定管理者制度を導入することで、委託先の対象を民間企業へも広げているところであり、今後は競争に伴うコスト削減効果が期待できることが見込まれる。

類似団体の平均値

自団体の経年比較

団体自らの分析コメント

各データ及び分析コメントは実際の市町村のものではない。

財政状況資料集（経常経費分析表）

人件費、扶助費、公債費等の経常収支比率の分子の内訳について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、各団体の分析コメントを記載

(4)-1 市町村経常経費分析表(普通会計決算)

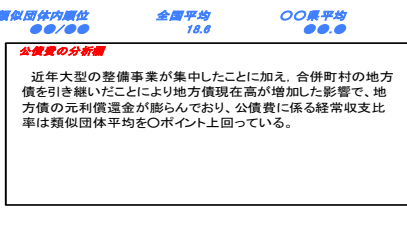
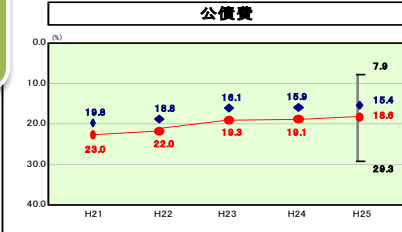
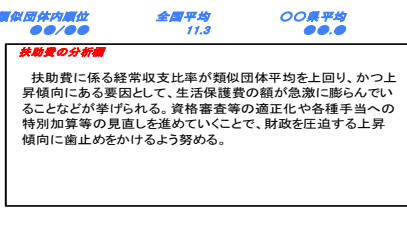
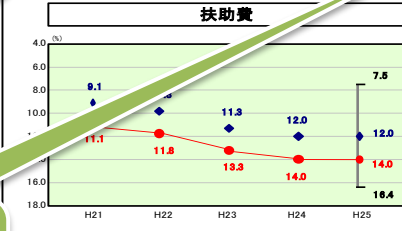
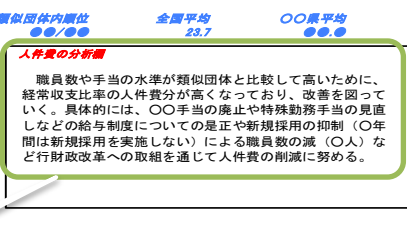
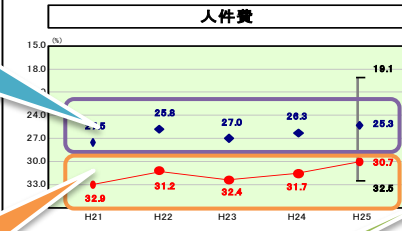
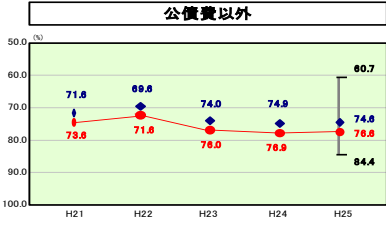
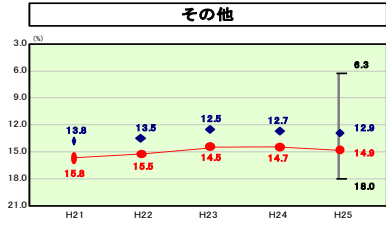
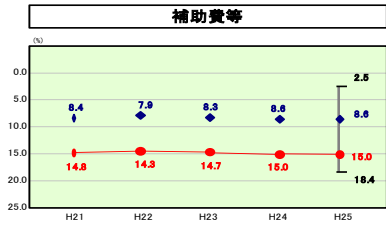
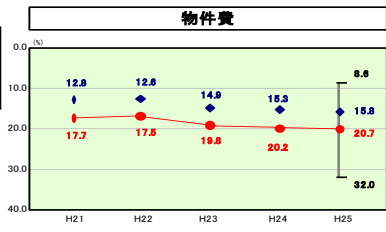
平成25年度

〇〇県〇〇市

経常収支比率の分析

人	口	人 (H26.1.1調査)	実	実	赤	比	%
うち日本	数	人 (H26.1.1調査)	業	業	字	率	
面	入	km ²	通	通	比	率	%
数	数	千円	算	算	率	率	%
出	出	千円	未	未	比	率	%
費	費	千円	算	算	率	率	%
支	支	千円	市	市	年	度	
額	額	千円	町	町	毎		
率	率	千円	村	村			
率	率	千円	毎	毎			
率	率	千円					
率	率	千円					

※ 市町村類型とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類したものである。当該団体と同じグループに属する団体を類似団体と言う。
 ※ 住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度の住民基本台帳人口については、平成26年1月1日現在の住民基本台帳に記載されている人口を記載している。



類似団体の平均値

自団体の経年比較

団体自らの分析コメント

各データ及び分析コメントは実際の市町村のものではない。

財政状況資料集（実質公債費比率（分子）の構造）の構造）

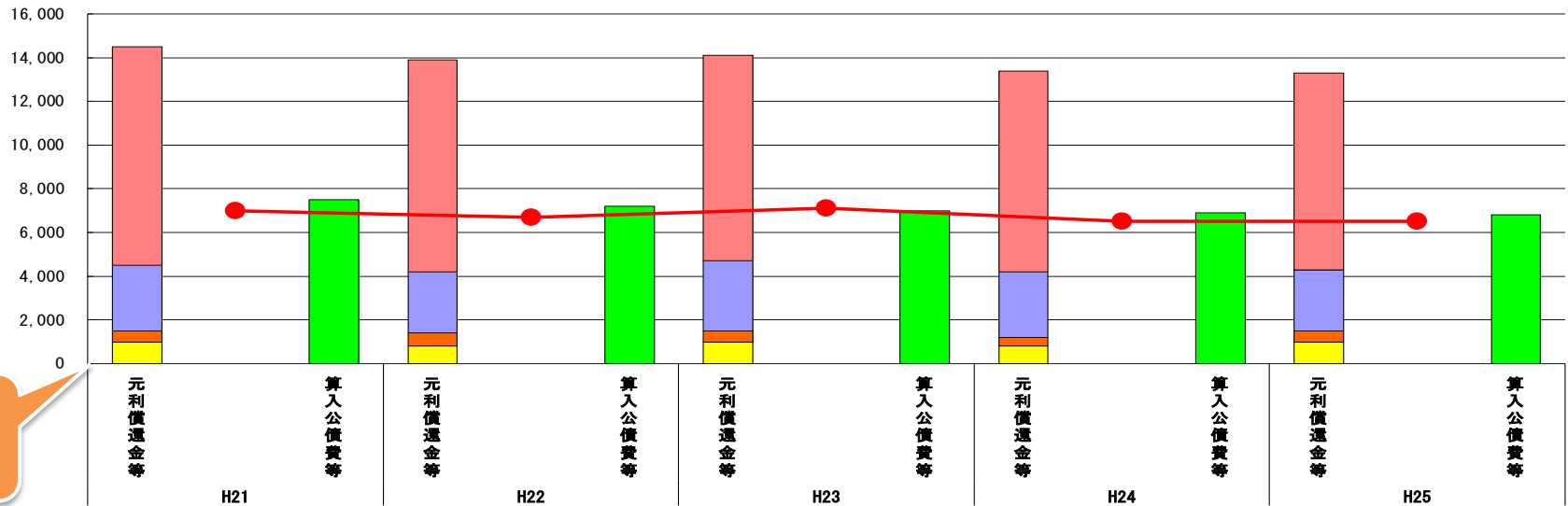
実質公債費比率の分子の内訳分析として、元利償還金、減債基金積立不足算定額、満期一括償還地方債に係る年度割相当額等の経年比較を実施した上で、各団体の分析コメントを記載

(7) 実質公債費比率（分子）の構造（市町村）

平成25年度

〇〇県〇〇市

(百万円)



構成比を含めた
経年比較

実質公債費比率
の分子の内訳

分子の構造		年度				
		H21	H22	H23	H24	H25
元利償還金等 (A)	元利償還金	10,000	9,700	9,400	9,200	9,000
	減債基金積立不足算定額	-	-	-	-	-
	満期一括償還地方債に係る年度割相当額	-	-	-	-	-
	公営企業債の元利償還金に対する繰入金	3,000	2,800	3,200	3,000	2,800
	組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	500	600	500	400	500
	債務負担行為に基づく支出額	1,000	800	1,000	800	1,000
	一時借入金の利子	-	-	-	-	-
算入公債費等 (B)	算入公債費等	7,500	7,200	7,000	6,900	6,800
(A) - (B)	● 実質公債費比率の分子	7,000	6,700	7,100	6,500	6,500

分析欄

元利償還金については、緩やかな減少を辿っているものの、H25年度は、債務負担行為に基づく支出額の増加もあり、将来負担比率は前年度と横ばいである。
今後も、予算編成時における地方債対象事業の重点化・適性を再度検討し、地方債発行の抑制行財政改革への取組を通じて義務的経費の削減に努め、現在の水準を維持する。

団体自らの
分析コメント

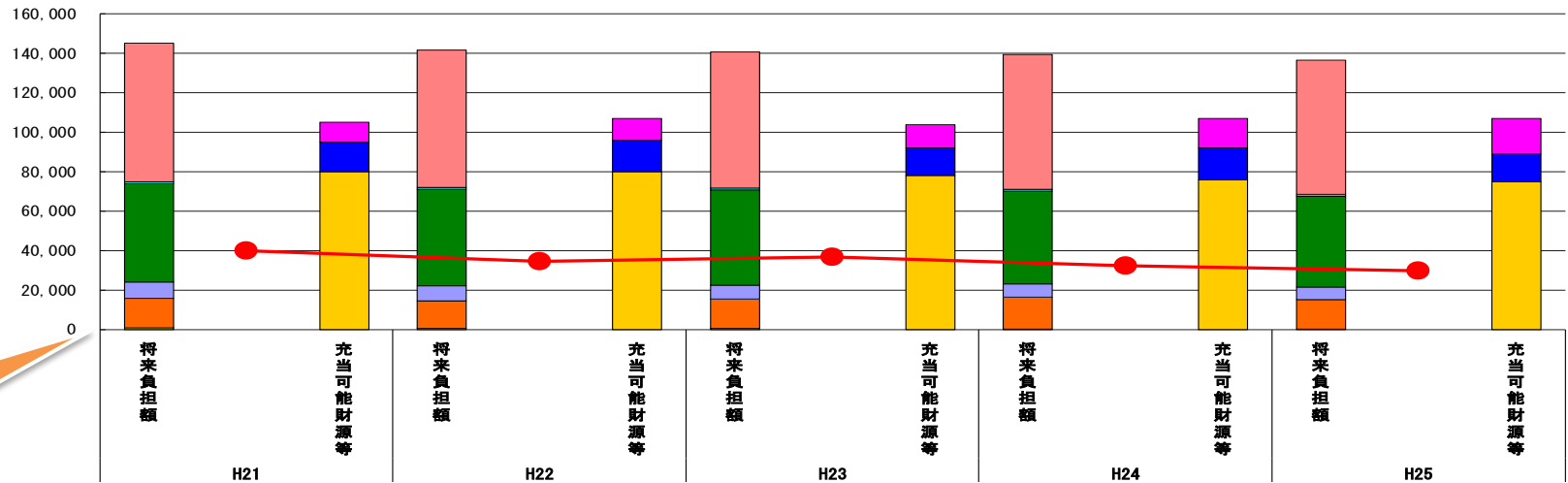
各データ及び分析コメントは実際の市町村のものではない。

財政状況資料集（将来負担比率（分子）の構造）

将来負担比率の分子の内訳分析として、一般会計等に係る地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額等の経年比較を実施した上で、各団体の分析コメントを記載

(8) 将来負担比率（分子）の構造（市町村）
（百万円）

平成25年度 ○○県○○市



構成比を含めた
経年比較

将来負担比率
の分子の内訳

分子の構造		年度				
		H21	H22	H23	H24	H25
将来負担額 (A)	一般会計等に係る地方債の現在高	70,000	69,500	69,000	68,500	68,000
	債務負担行為に基づく支出予定額	1,000	800	1,000	800	1,000
	公営企業債等繰入見込額	50,000	49,000	48,000	47,000	46,000
	組合等負担等見込額	8,000	7,600	7,200	6,800	6,400
	退職手当負担見込額	15,000	14,000	15,000	16,000	15,000
	設立法人等の負債額等負担見込額	1,000	700	500	400	300
	連結実質赤字額	-	-	-	-	-
	組合等連結実質赤字額負担見込額	-	-	-	-	-
充当可能財源等 (B)	充当可能基金	10,000	11,000	12,000	15,000	18,000
	充当可能特定歳入	15,000	16,000	14,000	16,000	14,000
	基準財政需要額算入見込額	80,000	80,000	78,000	76,000	75,000
(A) - (B)	将来負担比率の分子	40,000	34,600	36,700	32,500	29,700

分析欄
地方債の現在高については、緩やかな減少を辿っている。
H25年度は、財政調整基金残高の増により充当可能基金が増加したため、将来負担比率が低下している。
今後も、予算編成時における地方債対象事業の重点化・適債性を再度検討し、地方債発行の抑制行財政改革への取組を通じて義務的経費の削減に努め、現在の水準を維持する。

団体自らの
分析コメント

各データ及び分析コメントは実際の市町村のものではない。

財政状況資料集（まとめ）

財政状況資料集は、総括表及び(1)から(8)までの各様式により構成されるが、その主な内容は次のとおり

総括表

人口、収支状況、財政指標等の地方公共団体の概要データから当該団体に属する各会計名、関係団体名等までを記載したものの

(1) 普通会計の状況

歳入・歳出データを一覽的に記載したものの

(2) 各会計・関係団体の財政状況及び健全化判断比率

団体に属する各会計及び関係団体の財政状況とともに、健全化判断比率の内訳を記載したものの

(3) 財政比較分析表

財政力指数、経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率等について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、各団体の分析コメントを記載したものの

(4) 経常経費分析表

人件費、扶助費、公債費等の経常収支比率の分子の内訳について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、各団体の分析コメントを記載したものの

(5) 実質収支比率等に係る経年分析

財政調整基金残高、実質収支額及び実質単年度収支について、経年比較を実施した上で、各団体の分析コメントを記載したものの

(6) 連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析

連結実質赤字比率の内訳分析として、水道事業、下水道事業、病院事業等の各会計の赤字額・黒字額について、経年比較を実施した上で、各団体の分析コメントを記載したものの

(7) 実質公債費比率（分子）の構造

実質公債費比率の分子の内訳分析として、元利償還金、減債基金積立不足算定額、満期一括償還地方債に係る年度割相当額等の経年比較を実施した上で、各団体の分析コメントを記載したものの

(8) 将来負担比率（分子）の構造

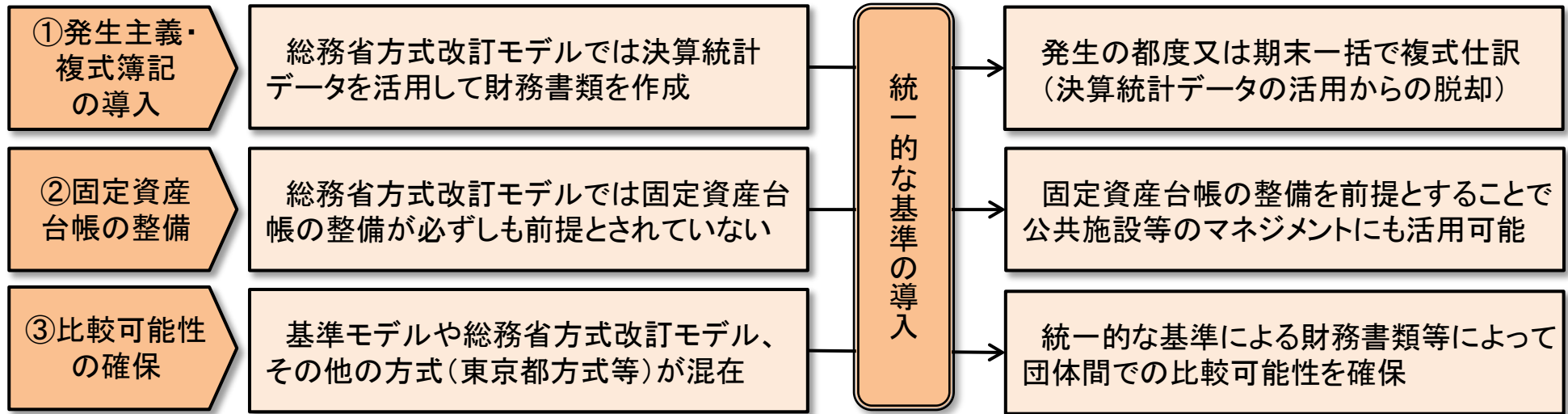
将来負担比率の分子の内訳分析として、一般会計等に係る地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額等の経年比較を実施した上で、各団体の分析コメントを記載したものの

統一的な基準による地方公会計の整備促進

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。

現 状

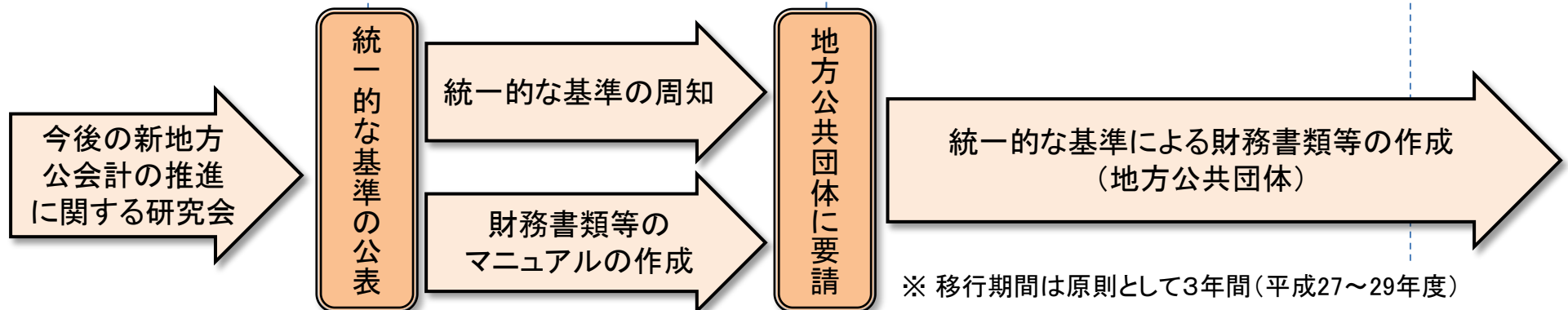
今 後



H26.4.30

H27.1.23

H30.3末



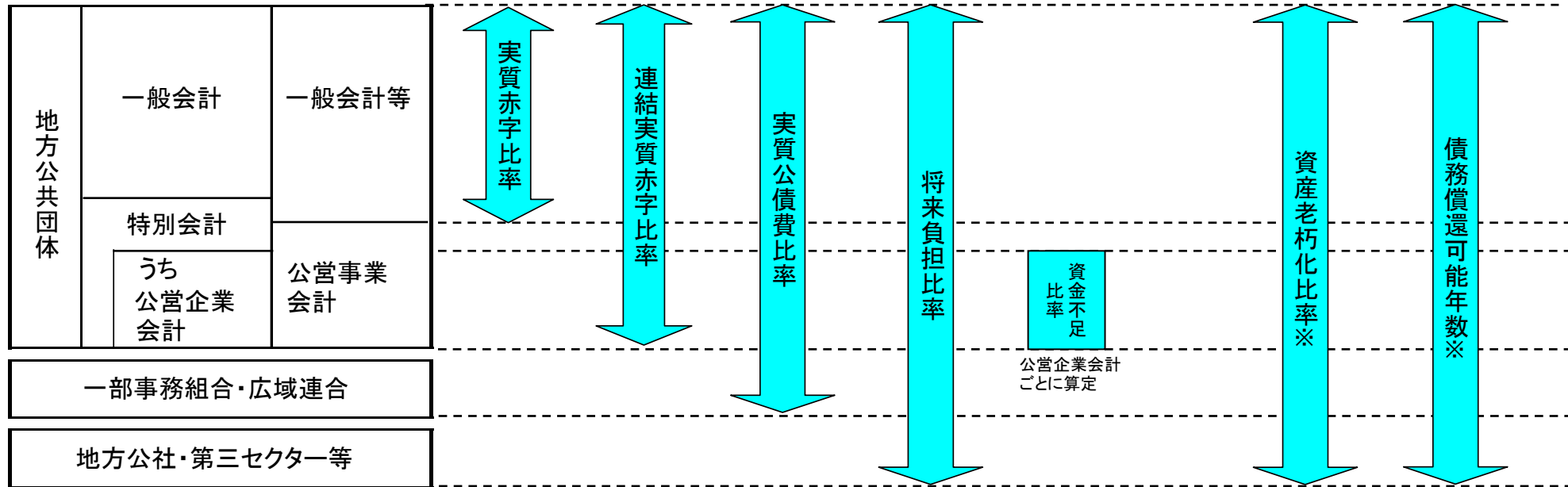
地方公会計により把握される指標

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり資産額 ▶ 有形固定資産の行政目的別割合 ▶ 歳入額対資産比率 ▶ 資産老朽化比率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 純資産比率 ▶ 社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率) 〔既存指標〕将来負担比率
持続可能性 (健全性)	財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり負債額 ▶ 基礎的財政収支 ▶ 債務償還可能年数 〔既存指標〕健全化判断比率
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり行政コスト ▶ 性質別・行政目的別行政コスト
弾力性	資産形成を行う余裕はどのくらいあるか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政コスト対税收等比率 〔既存指標〕経常収支比率 実質公債費比率
自律性	歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか (受益者負担の水準はどうなっているか)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受益者負担の割合 〔既存指標〕財政力指数

資産老朽化比率等の対象範囲について

(地方公共団体財政健全化法)

(地方公会計)



※ 上図の「資産老朽化比率」及び「債務償還可能年数」は連結財務書類に対応したものであり、第三セクター等の債務の額のうち一般会計等が実質的に負担する額を見込む「将来負担比率」とはその対象範囲が厳密には異なる。また、「資産老朽化比率」及び「債務償還可能年数」には、一般会計等財務書類や全体財務書類(一般会計等+公営事業会計)に対応するものも別途存在する。

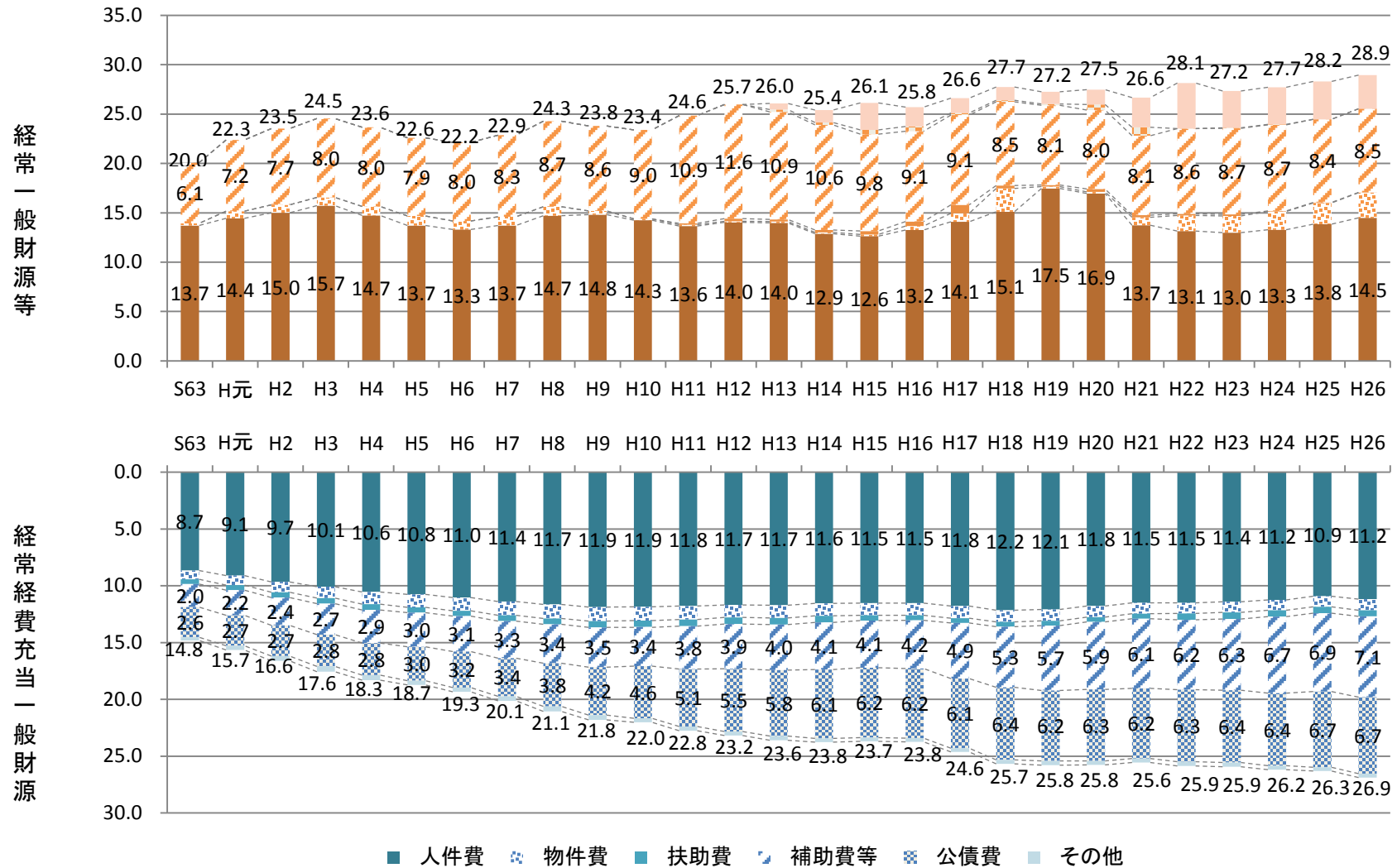
【参考】各種財政指標一覧

	決算統計	健全化法	公会計
資産形成度			資産老朽化比率(連結ベース等)
世代間公平性		将来負担比率(三セク等まで)	
持続可能性 (債務償還能力)		実質公債費比率(一組等まで) 将来負担比率(三セク等まで)	債務償還可能年数(連結ベース等)
効率性	住民一人当たり人件費、物件費等(普通会計)		
弾力性 (資金繰り能力)	経常収支比率(普通会計)	実質公債費比率(一組等まで)	

経常収支比率（分母・分子）の推移（都道府県）

■ 地方税
 ▨ 地方譲与税
 ■ 地方特例交付金
 ▨ 地方交付税
 ■ 減収補填債特例分
 ■ 臨時財政対策債

(単位: 兆円)

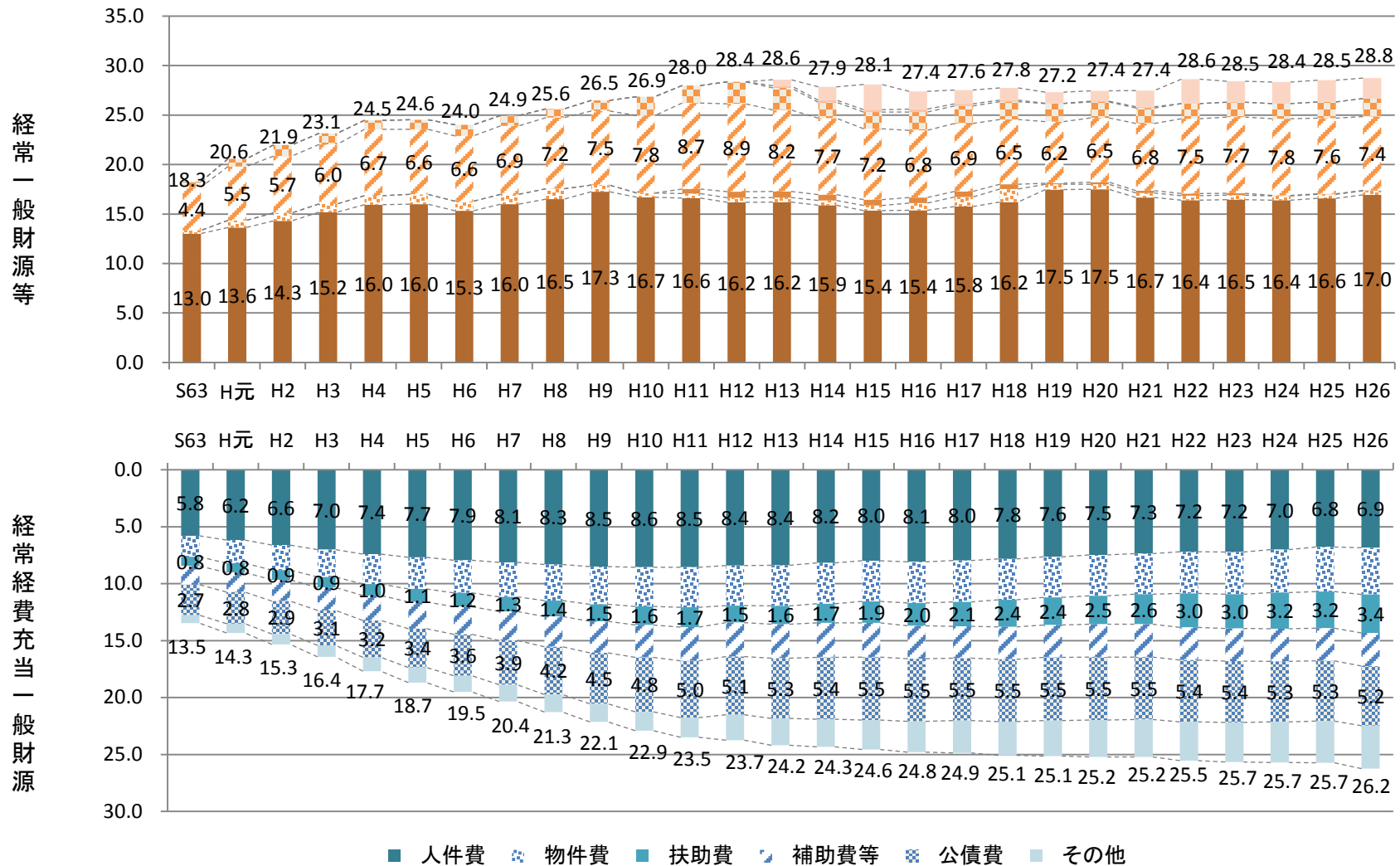


経常収支比率

S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
73.8	70.0	70.7	71.6	77.4	83.0	87.4	88.1	86.7	91.7	94.2	91.7	89.3	90.5	93.5	90.8	92.5	92.6	92.6	94.7	93.9	95.9	91.9	94.9	94.6	93.0	93.0

経常収支比率（分母・分子）の推移（市町村）

■ 地方税 ■ 地方譲与税 ■ 地方特例交付金 ■ 地方交付税 ■ その他 ■ 減収補填債特例分 ■ 臨時財政対策債 (単位:兆円)



経常収支比率

S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
73.7	69.5	69.7	71.0	72.3	76.2	81.2	81.5	83.0	83.5	85.3	83.9	83.6	84.6	87.4	87.4	90.5	90.2	90.3	92.0	91.8	91.8	89.2	90.3	90.7	90.2	91.3

地方債制度の見直し

(1) 地方債制度の変遷

平成18年4月 許可制度から協議制度に移行

<経緯>

平成10年5月

「地方分権推進計画」の閣議決定

平成12年4月

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行

(実質公債費比率)

18%

協議	早期是正措置としての地財法許可
	公債費負担適正化計画

※ 地財法…地方財政法(昭和23年法律第109号)

※ 実質公債費比率…地方公共団体の財政規模に対する元利償還費の割合を示す指標



平成21年4月 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の全面施行

(実質公債費比率)

18%

25%

35%

協議	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)



平成24年4月 届出制度の導入

<経緯>

平成24年2月

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行

(実質公債費比率)

16%

18%

25%

35%

事前届出(公的資金は協議)	協議	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
		公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)

※ 協議制度について

地方公共団体の自主性をより高める観点から、平成18年度以降、地方債の発行が原則禁止されていた許可制度から地方債の発行が原則自由である協議制度となった。

これによって、地方公共団体は、協議という手続を経れば、総務大臣又は都道府県知事(以下「総務大臣等」という。)の同意がなくとも、地方債を発行し得ることとなった。

協議（地財法第5条の3）

- ① 地方公共団体は、地方債を発行しようとする場合は、総務大臣等に協議しなければならない。
- ② 総務大臣等の同意を得た地方債については、公的資金を借り入れることができるとともに、その元利償還金は地方財政計画に算入される。
- ③ 総務大臣等の同意を得ないで地方債を発行する場合には、地方公共団体の長は、あらかじめ議会に報告しなければならない。

※ 一定の要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行する場合は、原則として協議を要せず、事前届出によることとされている。

※地財法上の許可（地財法第5条の4）

平成18年度に協議制度に移行する際、一定の要件に該当する地方公共団体については、地方債全体の信用の維持等のため、地財法上の許可制度が設けられた。

- 【許可団体】
- ① 元利償還費又は決算収支の赤字が一定水準以上となった地方公共団体
 - ・赤字額が一定額（標準財政規模に応じて、標準財政規模の2.5%～10%）以上の地方公共団体
 - ・実質公債費比率が18%以上の地方公共団体
 - ② 元利償還金の支払について遅延のある地方公共団体等
 - ③ 普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体

※健全化法上の許可（健全化法第13条）

平成21年度から、健全化法が全面施行され、財政の再生※段階の団体については、健全化法上の許可制度が設けられた。

【許可団体】：財政再生基準※を超える地方公共団体

(※ 実質赤字比率：5%（市区町村は20%）、連結実質赤字比率：15%（市区町村は30%）、実質公債費比率：35%)

※ 届出制度について

○ 地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、一定の要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行する場合は、原則として協議を不要とし、事前届出によることとされている。

1. 協議不要対象団体

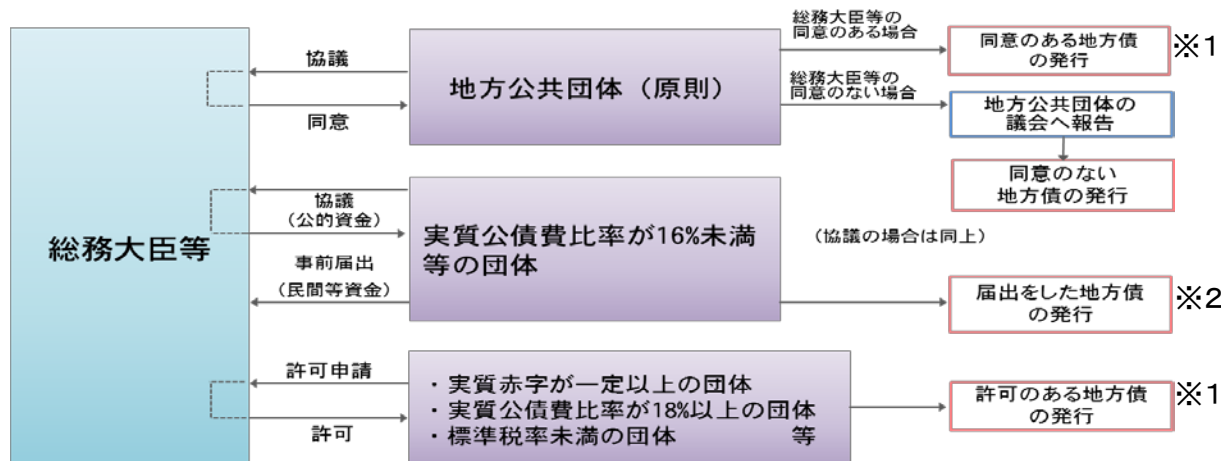
以下の①から⑤までの要件を満たす地方公共団体

- ① 実質公債費比率が16%未満であること(平成24年度においては、同比率が14%未満であること)
- ② 実質赤字額が0であること
- ③ 連結実質赤字比率が0であること
- ④ 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあっては300%以下、一般市区町村にあっては200%以下であること
- ⑤ 地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち協議等をしたものの合計額(臨時財政対策債等の総務省令で定める地方債のうち協議等をしたものの合計額を除く。)が標準財政規模及び公営企業の事業の規模の合算額の当該年度前3年度平均の25%以下であること

※ 協議不要対象団体であっても、資金の不足額がある公営企業に係る民間等資金債を発行する場合は、協議をしなければならない。

2. 地方財政計画、地方債計画

届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものは、その元利償還金を地方財政計画に算入するとともに、その予定額を地方債計画に計上。



※1 総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入

※2 届出をした地方債(民間等資金)のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものに対し、
・元利償還金の地方財政計画への算入

(2) 関係法令等

＜地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 抄＞
附 則
(検討)

第123条 政府は、第15条の規定の施行[※]後3年を経過した場合において、同条の規定による改正後の地方
財政法の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自立性
を高める観点から、同法第5条の3第1項に規定する協議その他の地方公共団体の地方債の発行に関する
国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
※平成24年2月1日施行

(参考) 第2次一括法に対する附帯決議について

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成23年8月11日衆議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(平成23年8月26日参議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

[地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている理由(平成19年2月16日 衆・予算委員会での山本内閣大臣答弁のポイント)]

- ① 協議制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
- ② 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度が設けられていること

(3) 地方債のリスク・ウェイト

1. 現行上の地方財政制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
2. 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度を通じて、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されること



地方債のリスク・ウェイト	(参考)国債のリスク・ウェイト
0%	0%

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）抄

（我が国の地方公共団体向けエクスポージャー）

第58条 我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

2 略

※ 地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

〔地財計画〕

標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費** 等

標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等



地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

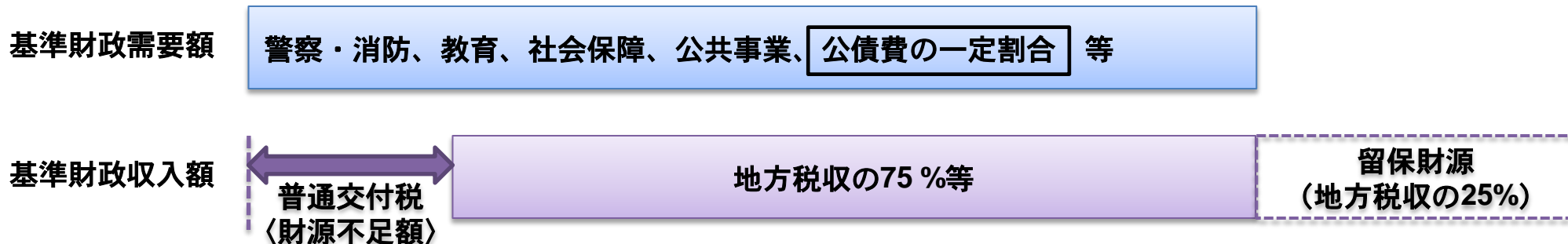
地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

9 総務大臣又は都道府県知事が第1項に規定する協議において同意をした地方債（第6項の規定による届出がされた地方債のうち第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第8項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第9項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

※ 地方債の元利償還金の地方交付税措置によるマイクロベースでの財源保障



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、マイクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第10条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第12条第4項（単位費用）関係）

災害復旧事業債	95% 算入
減収補てん債	75% 算入
臨時財政対策債	100% 算入

⋮

同法附則第5条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70% 算入
公害防止事業債	50% 算入

⋮

(4) 地方公共団体及び市場関係者の意見

地方公共団体への意見聴取

期間：平成27年8月25日(火)～平成27年8月28日(金) 対象：全都道府県・指定都市67団体

期間：平成27年8月24日(月)～平成27年9月4日(金) 対象：秋田県、埼玉県、富山県、兵庫県、愛媛県及び鹿児島県の全市町村(指定都市を除く)205団体

市場関係者への意見聴取

期間：平成27年9月1日(火)～平成27年9月11日(金)

対象：SMBC日興証券、格付投資情報センター、かんぽ生命保険、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン、全国共済農業協同組合連合会、大和証券、多摩信用金庫、千葉銀行、日本生命保険相互会社、野村證券、パークレイズ証券、北洋銀行、みずほ銀行、みずほ証券、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、ムーディーズ・ジャパン、モルガン・スタンレーMUFJ証券の20社(敬称略・五十音順)

	都道府県・指定都市(67団体)			市町村(205団体)			市場関係者(20社)			
	緩和する方向で問題なし	緩和する方向で問題あり	判断できない	緩和する方向で問題なし	緩和する方向で問題あり	判断できない	緩和する方向で問題なし	緩和する方向で問題あり	判断できない	
協議不要基準	実質公債費比率	66	1	0	201	4	0	18	1	1
	将来負担比率	62	4	1	200	5	0	13	6	1
	実質赤字比率・資金不足比率 連結実質赤字比率	0	67	0	0	205	0	0	20	0
	協議不要基準額	65	1	1	203	2	0	19	1	0
許可基準	2	65	0	0	205	0	0	20	0	

	都道府県・指定都市(67団体)			市町村(205団体)			市場関係者(20社)		
	導入する方向で問題なし	導入する方向で問題あり	判断できない	導入する方向で問題なし	導入する方向で問題あり	判断できない	導入する方向で問題なし	導入する方向で問題あり	判断できない
公的資金への届出制度の導入	1	66	0	1	204	0	0	19	1
特別転貸債及び国の予算等 貸付金債への届出制度の導入	67	0	0	205	0	0	20	0	0

(5) 研究会委員、地方公共団体及び市場関係者の意見

協議不要基準の緩和(届出の対象拡大)に関する意見

◇実質公債費比率、将来負担比率

<研究会委員>

- 協議不要基準の16%は、許可基準の18%ほど信用力の観点からは強く意識されていないと認識している。
- 地方債市場の現況を踏まえると、仮に協議不要基準を16%から18%に引き上げた場合であっても、少なくとも許可に移行する基準を変更しなければ、スプレッドが動くような事はあまり想定されない。
- 将来金利が上昇した際に財政状況が悪化する場合、それは他のフロー指標で十分捕捉可能であり、協議不要基準において将来負担比率を求める意義は乏しいのではないか。

<地方公共団体>

- 信用力が担保されるのであれば、団体の自由度も高まることから、緩和は望ましい。
- 市場関係者は、届出団体・協議団体の差を気にしていないのではないか。
- ストック指標を緩和しても、他のフロー指標で捕捉されており、問題ないのではないか。投資家はフローを重視していると思う。
- 地方公共団体の財政状況は決して良いわけではないので、財政規律上、緩和する環境にない。

<市場関係者>

- 市場は、16%をあまり意識しておらず、協議不要基準を16%から18%に緩和しても問題ない。
- 将来負担比率は、そもそもストック指標が必要か疑問であり、それほど投資判断に使用されない。
- 将来負担比率に係る基準見直しに当たっては、届出対象段階からすぐに早期健全化段階へ移行するのではなく、早期是正措置段階を一段階設けるといふ考え方を維持すべきではないか。

◇実質赤字比率、資金不足比率、連結実質赤字比率

<研究会委員>

- 実質赤字比率、連結実質赤字比率に関しては、ゼロ以外の線は引きにくいと思う。

<地方公共団体>

- これら指標は0に重要な意味があり、変更すべきでない。ゼロか赤字かは大きな違いであり、市場も見ているのではないか。

<市場関係者>

- 赤字か黒字かは大きな意味を持っており、赤字でも良いとはならない。プラス、マイナスで符号が変わることには意味がある。
- 地方公共団体のクレジットとの関係性は薄いと考えるが、投資家は当該比率が0%かそうでないかを気にするため、基準の見直しを行わないという方向性について異論はない。

◇協議不要基準額

<地方公共団体>

- 各団体の財政状況は他の指標で捕捉されるため、廃止しても問題ないのではないか。
- 協議不要基準額とは関係なく、各団体は財政規律を守るよう財政運営しているので、廃止しても問題ない。多額の地方債発行を行うと、スプレッドに反映されるため自重するはず。
- 設定当初危惧された状況が発生せず、健全な財政運営を続けている結果が出ているため、廃止しても良いのではないか
- 自主性・自立性を高める観点のみが強調されているが、健全性の確保の観点が抜けている。

<市場関係者>

- 投資判断の際に考慮していない。市場関係者は気にしていない。
- 後年度に実質公債費比率、実質赤字比率等の指標に反映されるため、残った基準によるチェックをしっかりとやれば、更なる量的な制限を設ける必要はない。議会や住民のチェックが働くため、廃止して問題ない。

許可基準の緩和に関する意見

◇実質公債費比率、実質赤字比率、資金不足比率、連結実質赤字比率

<研究会委員>

- 世界的にリーマンショック以降債務が増えている状況であり、規制監督を強めているのが国際的な潮流である。地方債制度の見直しについては、そのことを念頭において議論しなければならないのではないか。
- 財政規律の観点からも、許可基準は変更する必要はない。

<地方公共団体>

- 市場において、許可基準は協議不要基準よりも重く受け止められており、許可基準の緩和は市場にとって抵抗感が強いのではないか。
- 地方財政法に基づく早期是正措置はリスクウェイトゼロの大きな要素と考えており、変更すべきでない。
- 地方分権や地方創生の中で、地方の自主性を高める制度見直しは大切と考えるが、地方債のリスクウェイトゼロは何より大切。
- 地方公共団体や市場関係者に浸透している早期是正措置の基準を変更することは混乱を招くのではないか。
- 市場は25%を気にしているのではないか。市場が許すのであれば緩和すべき。

<市場関係者>

- 財政状況が悪化した場合に国が関与することは重要であり、許可基準は変更すべきではない。
- リスクウェイト・ゼロであることが一番重要なので、リスクウェイトに影響を与え得る国の関与を弱めるような制度改正は慎重にお願いしたい。国際的にも金融機関に対する規制は厳しくなる傾向であり、現時点で許可基準を緩和することには慎重であるべきではないか。

公的資金に係る届出制度の導入に関する意見

<研究会委員>

- 公的資金に届出制度を導入し、仮に財政規模の小さい団体に公的資金が配分されなかった場合、セーフティーネットとしての機能がどうなのか、というイメージを市場に与え、信用力に格差が出ることもあり得る。
- 公的資金が配分調整のもとで安定的に確保されていることに対して、市場からの安心感は相当ある。
- 貸手責任で配分調整を行う場合、財政力の弱い一般の市町村に適切に資金が配分されるか不安。また、団体の業務量が増加し、負担感が生じる可能性のある方法は避けていただきたい。
- 特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、別の形で既に配分調整がなされているので、届出制度の対象としても良いのではないか。

<地方公共団体>

- 資金調達能力の弱い団体へ配分するなど公的資金の趣旨・目的を果たすため、協議制度以外の適切な配分方法がないのではないか。
- 貸し手による配分調整を行うと、事務が煩雑化することが想定される。また、全国的にしっかりと配分調整がうまく出来るのか不安があるため、協議制でよい。
- 調整機能は必要と考えるが、年度当初に要望額を聞いて配分するなど方法はあるのではないか。
- 特別転貸債等は、各省庁の予算が決定されることにより地方債の額が決定され、實際上、配分調整の問題も生じないことから、届出制度を導入しても問題ないのではないか。

<市場関係者>

- 公的資金は資金調達能力が弱い団体に優先して配分するべきであり、セーフティーネットとしての役割があるため、公的資金に係る届出制度の導入は行うべきではない。
- 公的資金に係る届出制度を導入した場合、市場公募団体がこれまで以上に公的資金を活用するようなことがあれば、市場公募債発行額が年度間で変動することが懸念され、そのような状況は避けるべき。
- 特別転貸債等は、各省庁の予算によって政策的に配分するものであり、その時点で地方団体の地方債の額は決定されており、更なる配分調整が必要ないことから、届出制度の対象にして何ら問題ない。